

## よくあるご質問（免許試験と免許の更新）

Q：自動車教習所を卒業し、普通免許の学科試験を受験する予定であるが、予約は必要か。

A：運転免許試験に予約は必要ございません。

なお、運転免許試験につきましては、

住民票に記載している住所地のある都道府県で受験する必要がありますので、ご注意ください。

香川県内の普通免許取得にかかる運転免許試験の受付日時（祝休日、年末年始を除く。）は次のとおりですので、ご確認ください。

- 運転免許を保有していない方または原付（小特）免許のみを有しており、指定自動車教習所を卒業された方（学科試験の受験を要する方）  
月、火、木、金曜日及び第2・第4・第5水曜日の午前8時30分から午前9時までの間
- 原付（小特）以外の免許を保有しており、指定自動車教習所を卒業された方（学科試験の受験が不要な方）  
月、火、木、金曜日及び第2・第4・第5水曜日の午後1時から午後1時30分までの間

なお、記載している受付時間内に申請手続きを終了していただく必要があります。

免許センターに来訪後、申請書を作成するための時間が必要ですので、余裕をもって早めにお越しください。

現に保有している運転免許がある場合は、その運転免許証を持参してお越しください。

持参物については、香川県警察ホームページ上の

「運転免許試験の受験案内」⇒「免許種別ごとの受験案内について」内に掲載されておりますので、参考としてください。

**Q： 運転免許の有効期日（更新時期）が迫っているが、運転免許証更新連絡書（はがき）が届かない。**

A： 運転免許証更新連絡書（はがき）につきましては、更新期間が始まるまでにお手元に届くように、運転免許証の住所地に送付しています。

はがきが届かない要因としては、

- ・ 運転免許証の住所変更を行っていない場合
- ・ 宛先不明で届けられなかった場合

などが考えられます。

はがきが届いていなくても更新手続きをすることはできますが、受付時間が人によって異なりますので、ご自身の受付時間を確認していただく必要があります。

平日（祝休日、年末年始を除く。）の8時30分から16時30分までに、住所地の警察署か免許センターに本人が運転免許証を持参していただくか、本人が免許センターに直接電話すればご自身の受付時間を確認することができますので、確認した時間に更新手続きを行ってください。

更新手続きについてご不明な点がございましたら、受付時間の確認に合わせてお問い合わせください。

なお、住所を変更した方で、まだ免許証の住所変更をしていない方は、免許証の記載事項変更が必要ですので、更新手続きする際に、住民票等の住所を確認することができる書類を持参してください。